

社会福祉法人のみなさまへ

公共工事の前払金保証を 施設の新設・整備にご利用いただけます

前払金保証

前払金制度について

民間の建設工事では、着工時に着手金を支払うことが慣例とされていますが、国や地方公共団体等が発注する公共工事でも「前払金制度」が確立されており、多くの公共工事発注者が工事着工時に請負金額の40%の前払金を支払っています。

前払金制度によって、受注者は下請企業や資材、労務費を円滑に手配することができ、適正な施工と品質の向上を図ることができます。

前払金保証について

国や地方公共団体等の公共工事発注者は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」（昭和27年法律第184号）に基づき登録された保証事業会社による前払金保証契約を締結した工事について前払金を支払います。

保証事業会社は、前払金保証契約を締結した工事について「請負者の責めに帰すべき事由により発注者が請負契約を解除した場合」または「倒産法で規定する破産管財人等が請負契約を解除した場合」等に、発注者が支払った前払金を保証することとなります。

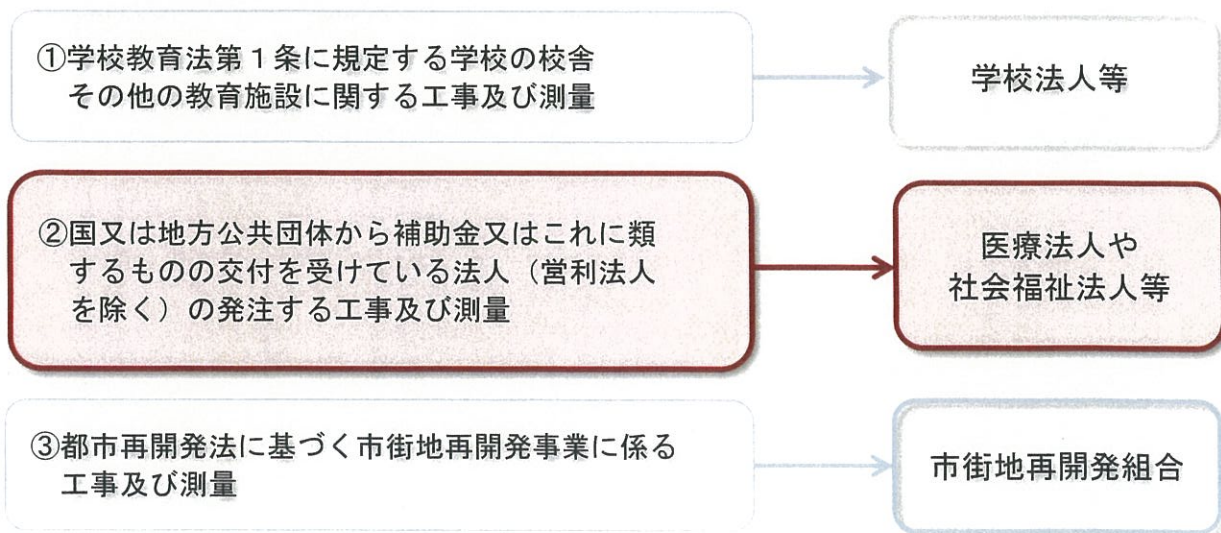
また、保証事業会社は、支払われた前払金が当該工事に適正に使用されるように、前払金の使途の監査を行っています。

保証の対象となる工事

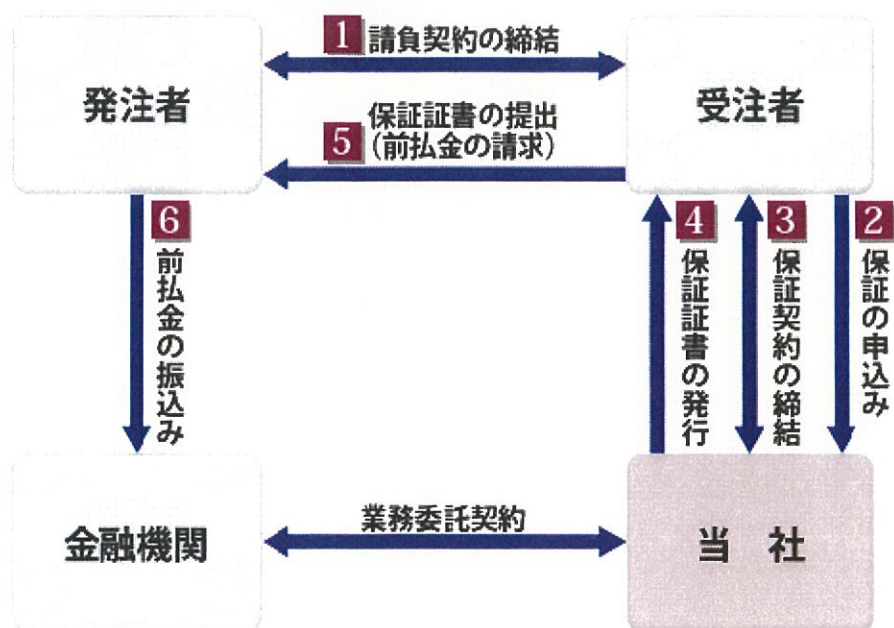
前払金保証制度は、国や地方公共団体が発注する工事に限りません。

「公共工事の前払金保証事業に関する法律」は、「資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事等であって、国土交通大臣の指定するもの」も対象として規定しています。

<保証の対象となる工事の例>

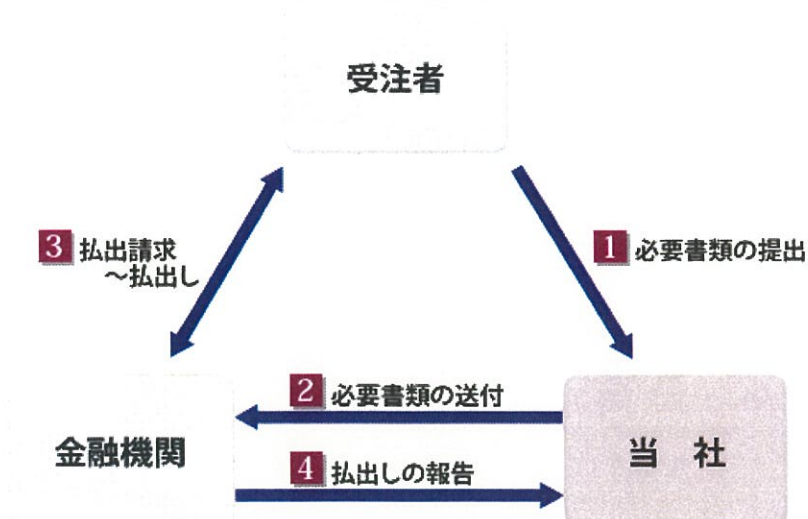


前払金保証手続きの流れ



- 1** 発注者と受注者との間で請負契約が締結されます。
- 2** 受注者は当社に前払金保証の申込みをします。
- 3** 当社は保証引受審査を行い、保証料を受領後、保証契約を締結します。
- 4** 当社は前払金保証証書を発行します。
- 5** 受注者は発注者に前払金保証証書を提出して前払金を請求します。
- 6** 発注者は受注者の請求に基づいて前払金専用口座に前払金を振込みます。
(※金融機関は、保証事業会社と業務委託契約を締結した金融機関の中から受注者が選定します。)

前払金使途監査の流れ (参考)



- 1** 受注者は前払金使途内訳明細書等、使途の審査に必要な書類を当社に提出します。
- 2** 当社は前払金使途内訳明細書等、前払金の管理に必要な書類を金融機関に送付します。
- 3** 受注者は預託金払出依頼書等を提出し、下請企業等への支払いを行います。
- 4** 金融機関は当社に払出しの報告を行います。

保証弁済について

当社は、保証した工事について「請負者の責めに帰すべき事由により発注者が請負契約を解除した場合」または「倒産法で規定する破産管財人等が請負契約を解除した場合」等に、前払金（部分払をしたときはその金額を加えた額）から当該工事の出来高を控除した額を、保証金額を限度として発注者に支払います。

具体的な弁済額の算出例は以下のとおりです。

（当社の保証する債務；当社前払金保証約款より抜粋）

第1条 当社は、この約款の定めるところに従い、公共工事に関し、前金払を受けた請負者（以下本則において「保証契約者」という。）がその債務の履行を拒否し、若しくはその責に帰すべき事由により保証証書記載の公共工事の債務を履行しないために、発注者（以下本則において「被保証者」という。）がその公共工事の請負契約を解除したとき、又は次の各号に掲げる者により当該公共工事の請負契約が解除され、保証契約者がその債務の履行を拒否し、若しくは履行することが不能となったときは、被保証者に対して前金払をした額（出来形払をしたときは、その金額を加えた額）から当該公共工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残額（前金払をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前金払をした額を限度とする。以下「保証金」という。）を保証契約者に代わって支払うものとする。

- 1 保証契約者について破産手続開始の決定があつた場合において破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- 2 保証契約者について更生手続開始の決定があつた場合において会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- 3 保証契約者について再生手続開始の決定があつた場合において民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

事例1

部分払を行っていない場合

請負金額 1,000万円

前払金 400万円

→上記工事を出来高10%時点で契約解除した場合

発注者既払額（前払金）	400万円
－) 出来高金額（1,000万円×10%）	100万円
保証弁済額	300万円

事例2

部分払を行っている場合

請負金額 1,000万円

前払金 400万円

部分払金 250万円（出来高50%時点で支払済）

→上記工事を出来高60%時点で契約解除した場合

発注者既払額	650万円
（内訳）前払金	400万円
部分払金	250万円
－) 出来高金額（1,000万円×60%）	600万円
保証弁済額	50万円

前払金制度を導入するにあたって

前払金制度を導入する場合には、以下のSampleのとおり、入札公告、工事請負契約約款等を整備しておくことが一般的です。詳しくは当社までお問い合わせください。

入札参加者への周知

Sample

入札公告の記載例

- 〇〇. 支払条件
- (1) 前払金
請負金額の〇%の前払金を支払う。
前払金の請求にあたっては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を寄託すること。
- (2) 完成代金
～以下略～

工事請負契約約款の整備

Sample

前払金保証に関する請負契約約款の記載例

(民間(七会)連合協定工事請負契約約款への追加を想定)

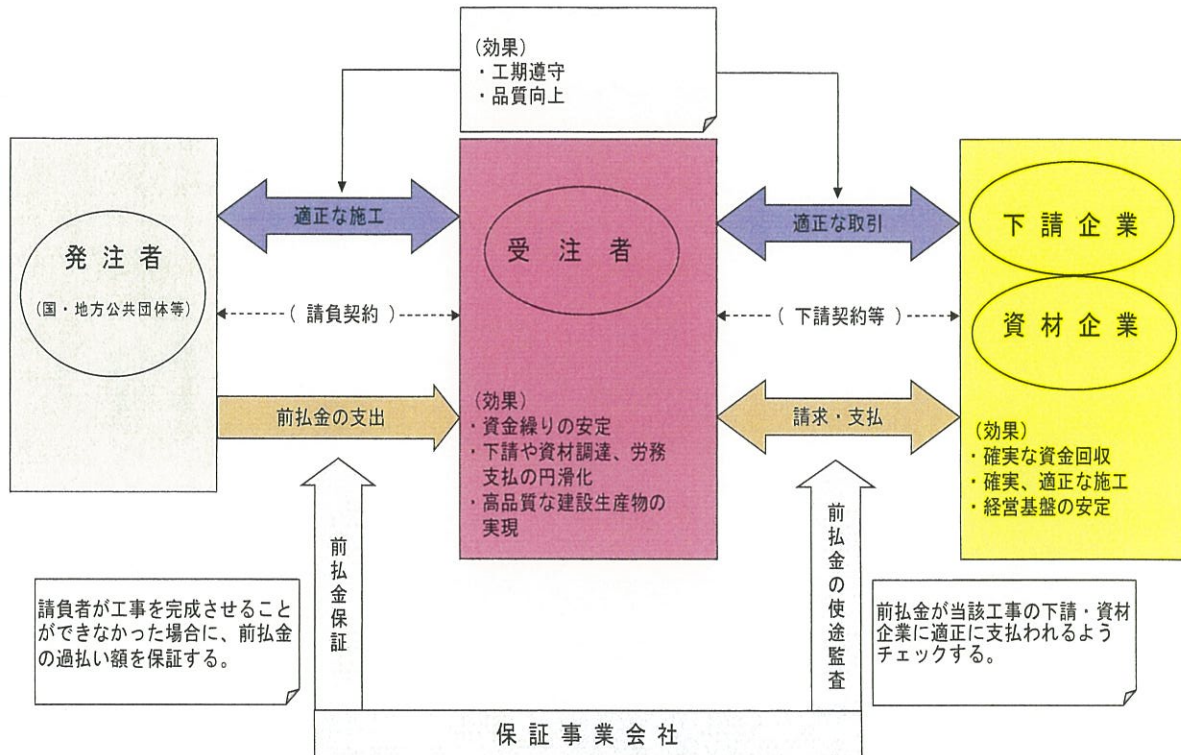
(前払金)
第〇〇条

- 受注者は、保証事業会社と、工事請負契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の〇以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 3 発注者は本契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、第1項の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（工事請負契約約款第26条（2）の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が工事請負契約約款第31条の2（1）、第31条の3（1）又は特約条項第2条第2項の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が工事請負契約約款第31条（1）、第32条の2（1）又は第32条の3（1）の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

前払金保証制度の機能

前払金保証制度の機能

前払金は、着工時に多額の資金を要する建設企業の安定した資金繰りを実現し、さらに、下請・資材企業等への適切な支払いによって、計画的な生産体制が確保され、円滑な施工が図られます。



前払金保証制度のメリット

発注者

- ・前払金を支出する場合、受注者の金利負担分の積算が不要になりますので、その分工事費（一般管理費）が縮減されます。
- ・工事の着工、施工に必要な資金を前払いすることにより、適正な施工が確保されます。
- ・部分払の際に行う工事出来高検査などに伴う事務手続きが軽減されます。

受注者

- ・前払金によって、低廉な保証料で着工資金を円滑に調達できます。
- ・前払金によって、下請企業や資材、労務費を、早期に手当てすることができます。
- ・前払金保証には保証人や担保を設定する必要がありません。